

結核精密検査実施要領（児童生徒）

姫路市教育委員会
姫路市立学校結核対策委員会

1 検査内容

姫路市立学校の小学生・中学生について

- (1) 診察をしていただいて、生活歴等について、十分な聞き取りをお願いします。
- (2) (1)により、**X線直接撮影の要否**をご判断願います。
 - ※ ほぼ全ての児童生徒がBCG接種済みとなっていることを踏まえ、令和4年度からツベルクリン反応検査は実施しないこととしています。
- (3) (2)で**X線直接撮影 要**の場合は、
 - ア X線直接撮影（胸部正面1枚のみ）を行ってください。
 - イ X線直接撮影の結果所見があり、必要と認める場合は、喀痰検査又はTスポット検査、もしくは両方の検査を行ってください。その場合、喀痰検査（1回法）は、塗抹検査と遺伝子検査（結核菌PCR法）としてください。
- (4) (2)で**X線直接撮影 不要**の場合は、
 - ア 当該児童生徒の「結核精密検査結果報告書」（B票）では、「精密検査結果」欄は「(3) 異常なし」、「指導区分」欄は「D正常生活」にそれぞれチェックしてください。
 - イ 「結核検診（児童生徒）実施報告書 兼 請求書」（医療機関の1か月ごとの実施報告書）では、「1. 診察」の受診者数に計上してください。

姫路市立高等学校生について

診察と胸部X線撮影（胸部正面1枚のみ）、必要な場合のみ喀痰検査、Tスポット検査をお願いします。

※ 上記の検査は、公費負担となります（診療費はC票に記入）。なお、支払いについては令和5年7月までは姫路市医師会から、令和5年8月からは姫路市から行います。

- 2 上記以外の検査等が必要な場合は、保護者に説明のうえ、保険診療をお願いします。
- 3 異常所見のある者については、引き続き個別指導（保険診療）をお願いします。
- 4 結核精密検査結果報告書（B票）を保護者に手渡してください。
- 5 X線写真の提出（デジタル撮影の場合はCD-Rの作成を含む。）は、令和4年度より原則として不要としています。ただし、感染防止上必要があるときは、姫路市立学校結核対策委員会に提出いただく場合があります。
- 6 検査終了後、結核精密検査券（C票）を月ごとにまとめ、翌月10日までに、姫路市医師会庶務課へ提出してください。
- 7 **問い合わせ先 姫路市教育委員会 健康教育課 体育安全係（Tel.221-2770）**